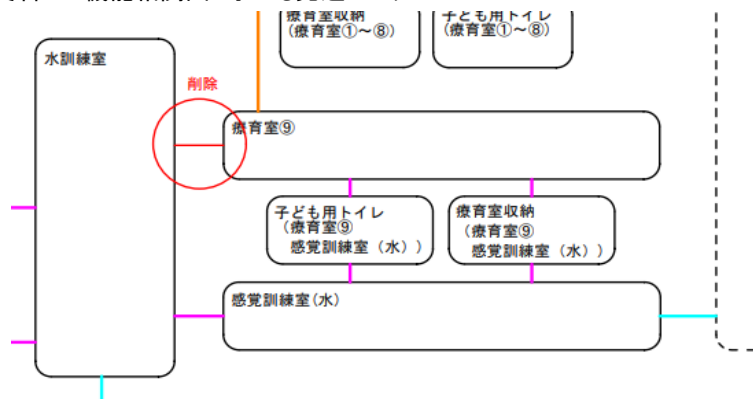


町田市(仮称)子ども・子育てサポート等複合施設整備等事業 要求水準書 新旧対照表

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	ア	i)	要求水準書(2024年5月14日公表)	頁	章	節	1.	(1)	1)	ア	i)	要求水準書(2024年7月4日公表)
1	27	第2章	第3節	1.					表8 待合スペース、トイレ(男・女)、授乳室、相談室(大)1室、相談室(中)1室、相談室(小)5室、心理療法室1室、(後略) ＜保護所エリア＞ 公務室1室、居室(一般)24室、居室(幼児)6室、リビング(一般)2室、(後略)	27	第2章	第3節	1.					表8 ＜相談所エリア＞ 待合スペース、トイレ(男・女)、授乳室、相談室(大)1室、相談室(中)1室、相談室(小)5室、心理療法室2室、(後略) ＜保護所エリア＞ 公務室1室、居室(一般)24室、居室(幼児)3室、リビング(一般)2室、(後略)
2	27	第2章	第3節	1.					表8 ■共用部分(合築建物全体)(※) エントランス、管理室 1室、管理人控室、清掃員控室、機械室、ゴミ置き場、廊下・階段、エレベーター	27	第2章	第3節	1.					表8 ■共用部分(合築建物全体)(※) エントランス、管理人室 1室、管理人控室、清掃員控室、機械室、ゴミ置き場、廊下・階段、エレベーター
3	37	第2章	第3節	4.	(1)	4)		i)	i)本施設の主出入口、通用口等にそれぞれカメラ付インターホンを設置し、管理室にて確認、施解錠できるよう、必要な設備機器の設置や配管配線工事を行うこと。	37	第2章	第3節	4.	(1)	4)		i)	i)本施設の主出入口、通用口等にそれぞれカメラ付インターホンを設置し、管理人室にて確認、施解錠できるよう、必要な設備機器の設置や配管配線工事を行うこと。
4	53	第2章	第3節	7.	(2)	2)	ア	i)	i)科学センターエリアは公共施設共用部と教育支援センターエリアの双方からのアプローチ、利用を想定している。	53	第2章	第3節	7.	(2)	2)	ア	i)	i)科学センターエリアは公共施設内の共用部と教育支援センターエリアの双方からのアプローチ、利用を想定している。
5	55	第2章	第3節	7.	(2)	3)	ア	i)	i)就学・教育相談エリアは複合施設の共用部と教育支援センターエリアの双方からのアプローチ、利用を想定している。	55	第2章	第3節	7.	(2)	3)	ア	i)	i)就学・教育相談エリアは公共施設内の共用部と教育支援センターエリアの双方からのアプローチ、利用を想定している。
6	57	第2章	第3節	7.	(2)	4)	ア	i)	i)その他エリアは複合施設の共用部と教育支援センターエリアの双方からのアプローチ、利用を想定している。	57	第2章	第3節	7.	(2)	4)	ア	i)	i)その他エリアは公共施設内の共用部と教育支援センターエリアの双方からのアプローチ、利用を想定している。
7	58	第2章	第3節	7.	(3)	2)	ア	i)	i)利用者の療育エリアへのアプローチは、療育エリアエントランスからを想定している。ただし、水訓練室については、公共施設共用部からのアプローチも設けること。また公共施設共用部からの入口には、水訓練室利用者の受付や下足の脱ぎ履きができるスペース(子ども10人、大人15人程度)を設けること。	58	第2章	第3節	7.	(3)	2)	ア	i)	i)利用者の療育エリアへのアプローチは、療育エリアエントランスからを想定している。ただし、水訓練室については、公共施設内の共用部からのアプローチも設けること。また公共施設内の共用部からの入口には、水訓練室利用者の受付や下足の脱ぎ履きができるスペース(子ども10人、大人15人程度)を設けること。
8	59	第2章	第3節	7.	(3)	2)	ア	vi)	vi)公共施設共用部からアプローチできる窓付きの扉を設けること。その扉にはカードリーダー付の電気錠を設けること。	59	第2章	第3節	7.	(3)	2)	ア	vi)	vi)公共施設内の共用部からアプローチできる窓付きの扉を設けること。その扉にはカードリーダー付の電気錠を設けること。
9	61	第2章	第3節	7.	(3)	2)	ケ	i)	i)1階、感覚訓練室(水)に隣接した位置に配置すること。また、重症心身障がい児・者等を対象とした他事業の利用者が公共施設共用部から利用可能な配置にすること。他事業の利用者が療育エリアの室に入ることが無いよう、必要に応じて扉にカードリーダー付の電気錠を設けること。	61	第2章	第3節	7.	(3)	2)	ケ	i)	i)1階、感覚訓練室(水)に隣接した位置に配置すること。また、重症心身障がい児・者等を対象とした他事業の利用者が公共施設内の共用部から利用可能な配置にすること。他事業の利用者が療育エリアの室に入ることが無いよう、必要に応じて扉にカードリーダー付の電気錠を設けること。
10	68	第2章	第3節	7.	(3)	3)	ア	i)	i)利用者の医療相談エリアへのアプローチは公共施設共用部からを想定している。	68	第2章	第3節	7.	(3)	3)	ア	i)	i)利用者の医療相談エリアへのアプローチは公共施設内の共用部からを想定している。
11	68	第2章	第3節	7.	(3)	3)	ア	ii)	ii)公共施設共用部からの入口付近に医療相談用エリアエントランスを設けること。	68	第2章	第3節	7.	(3)	3)	ア	ii)	ii)公共施設内の共用部からの入口付近に医療相談用エリアエントランスを設けること。
12	69	第2章	第3節	7.	(3)	3)	ウ	i)	i)医療相談エリア内で公共施設共用部に隣接した位置に配置すること。	69	第2章	第3節	7.	(3)	3)	ウ	i)	i)医療相談エリア内で公共施設内の共用部に隣接した位置に配置すること。
13	81	第2章	第3節	7.	(6)		キ	i)	i)処置室から待合室、スタッフルーム、更衣室、スタッフ用廊下、公共施設共用部へ移動できる出入口を設置すること。また、救急搬送を考慮し、直接、外に出られる出入り口を設置すること。	81	第2章	第3節	7.	(6)		キ	i)	i)処置室から待合室、スタッフルーム、更衣室、スタッフ用廊下、公共施設内の共用部へ移動できる出入口を設置すること。また、救急搬送を考慮し、直接、外に出られる出入り口を設置すること。
14	87	第2章	第3節	7.	(10)	1)		i)	i)相談所エリアへのアプローチは、公共施設共用部からのアプローチとし、保護所エリアへのアプローチは専用エントランスを設けること。保護所エリアを上階に配置する場合は、専用の階段、エレベーターを設置すること。	87	第2章	第3節	7.	(10)	1)		i)	i)相談所エリアへのアプローチは、公共施設内の共用部からのアプローチとし、保護所エリアへのアプローチは専用エントランスを設けること。保護所エリアを上階に配置する場合は、専用の階段、エレベーターを設置すること。
15	88	第2章	第3節	7.	(10)	2)	ア	i)	i)公共施設共用部からアプローチできる窓付きの扉を設けること。その扉にはカードリーダー付の電気錠を設けること。	88	第2章	第3節	7.	(10)	2)	ア	i)	i)公共施設内の共用部からアプローチできる窓付きの扉を設けること。その扉にはカードリーダー付の電気錠を設けること。

町田市(仮称)子ども・子育てサポート等複合施設整備等事業 要求水準書 新旧対照表

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	ア	i)	要求水準書(2024年5月14日公表)	頁	章	節	1.	(1)	1)	ア	i)	要求水準書(2024年7月4日公表)
16	88	第2章	第3節	7.	(10)	2)	イ	ii)	ii)待合スペースは公共施設共用部からアプローチできる位置に配置すること。	88	第2章	第3節	7.	(10)	2)	イ	ii)	ii)待合スペースは公共施設内の共用部からアプローチできる位置に配置すること。
17	100	第2章	第3節	7	10	4)		i)	i)共通エリアは、会議室(大)(中)、更衣室・休憩室(男)(女)、職員用トイレ(男)(女)、清掃員控室、共用部で構成されるものとする。	100	第2章	第3節	7	(10)	4)		i)	i)共通エリアは、会議室(大)(中)、更衣室・休憩室(男)(女)、清掃員控室、共用部で構成されるものとする。
18	135	第6章	第1節						[記載無]	135	第6章	第2節	1.					[「1 民間収益事業」を追加]
19	135	第6章	第1節						[記載無]	135	第6章	第1節	2.					2 実施計画書 事業者は、民間収益事業に係る実施計画書を作成し、市に提出の上、承諾を受けること。なお、民間収益事業に係る実施計画書は、事業契約締結後から2か月以内、かつ民間施設等の設計着手前までに市へ提出すること。
20									資料08 機能相関図 子ども発達センター 								資料08 機能相関図 子ども発達センター 